

## ■ 公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団に関する監査結果及び意見

### 第1 財団の概要

#### 1. 設置目的及び沿革

##### (1) 設置目的

公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団（以下、「財団」という。）は、「高齢者が活躍できる社会づくり」の拠点として、高齢者の生きがいと健康づくりを推進することを目的に、高齢者の社会活動についての啓発、自主的な社会参加、生きがい及び健康づくり、雇用・就業及び能力活用を促進するための事業を、群馬県と県内市町村及び関係機関が一体となって推進していくための中核的組織として設置された団体である。

##### (2) 沿革

平成3年4月1日に、群馬県、県内全市町村の出捐者により設立された。基本財源は、主に、基本財産運用収入と国、県からの補助金及び委託事業費によって運営されている。

#### 2. 人員（令和2年3月31日現在）

事 務 局	
常務理事（兼 事務局長）	1名
次長	1名
職員	18名
計	20名

#### 3. 事業の概要

財団は、シニア世代が長年にわたって培ってきた知識・経験・知恵を活かして、地域での社会参加活動を積極的に楽しみながら、自らの生きがいを高め、地域社会の支え手として活動してもらえるよう、市町村をはじめ関係機関及び関係団体と連携を密にし、県と一体になって、令和元年度において、次の事業を実施した。

##### (1) 明るい長寿社会の実現にむけた『普及啓発』

- ① ぐんまときめきフェスティバル開催
- ② 長寿社会・私のメッセージコンクール実施
- ③ 情報誌「ときめき群馬」発行
- ④ 財団情報提供事業

##### (2) 市町村等との連携による『人づくり』

- ① シニア傾聴ボランティア育成支援事業
- ② 元気・活躍シニア社会参加活動支援事業

- ③ 元気・活躍シニア地域支えあい活動支援事業
- ④ シニアのための脳と体の健康づくり講座
- (3) 地域活動促進のための『組織づくり』
  - ① 全国健康福祉祭選手派遣事業
  - ② ぐんまねりんピック 2019 開催
- (4) 調査研究
  - ① 生きがいと健康づくり調査研究事業
- (5) 相談
  - ① 群馬県高齢者総合相談センターの運営
- (6) 多様な雇用・就業機会の確保
  - ① シルバー人材センター連合会の運営
  - ② 高齢者活躍人材確保育成事業

#### 4. 財務諸表

##### (1) 貸借対照表

(単位：千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
I 資産の部			
1. 流動資産	112,711	125,181	144,870
2. 固定資産	200,360	203,986	206,589
資産合計	313,071	329,168	351,459
II 負債の部			
1. 流動負債	81,565	72,558	90,176
2. 固定負債	43,204	46,635	50,387
負債合計	124,770	119,194	140,563
III 正味負債の部			
1. 指定正味財産	150,000	150,000	150,000
2. 一般正味財産	38,301	59,973	60,895
正味財産合計	188,301	209,973	210,895
負債及び正味財産合計	313,071	329,168	351,459

##### (2) 正味財産増減計算書

(単位：千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
I 一般正味財産増減の部			

1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
①基本財産運用益	383	383	383
②特定資産運用益	0	0	0
③受取会費	2,027	2,022	2,021
④受取補助金等			
国庫補助金	8,900	8,900	8,900
県補助金（生きがい）	78,974	80,908	78,321
県補助金（シルバー）	8,900	8,900	8,900
受取地方公共団体助成金	150	220	-
受取民間助成金	491	1,215	426
受取民間支援事業費	523	-	-
受取補助金計	97,939	100,144	96,547
⑤事業収益			
受取事業負担金	-	-	957
受取高齢者相談センター受託金	2,025	1,925	1,828
受取人材育成事業受託金	19,764	21,808	33,227
受取スキルアップ事業受託金	23,544	-	-
受取労働者派遣事業収益	452,699	594,694	677,804
事業収益計	498,034	618,427	713,818
⑥雑収益	10,265	7,888	4,751
経常収益計	608,649	728,865	817,522
(2) 経常費用			
①事業費	587,466	695,591	800,816
②管理費	10,157	11,592	15,785
経常費用計	597,623	707,184	816,602
評価損益等調整前当期経常増減額	11,026	21,681	920
当期経常増減額	11,026	21,681	920
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	-	-	1
(2) 経常外費用	11	9	-

当期経常外増減額	△11	△9	1
他会計振替額		-	-
税引前当期一般正味財産増減額	11,015	21,672	922
当期一般正味財産増減額	11,015	21,672	922
一般正味財産期首残高	27,286	38,301	59,973
一般正味財産期末残高	38,301	59,973	60,895
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
基本財産運用益	383	383	383
一般正味財産への振替額	383	383	383
当期指定正味財産増減額	-	-	-
指定正味財産期首残高	150,000	150,000	150,000
指定正味財産期末残高	150,000	150,000	150,000
Ⅲ 正味財産期末残高	188,301	209,973	210,895

## 第2 県費補助金事業

### 1. 県費補助金での実施事業内容

#### (1) ぐんまときめきフェスティバル開催

シニア世代の創作活動の発表の場を提供し、社会参加と生きがいを推進するため「ときめき美術展」「ときめき俳句大会」及び高齢社会を共に考える機会とするための「記念講演会」を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止となった。

なお、ときめき美術展は令和2年10月から開催される第33回全国健康福祉祭ぎふ大会（ねんりんピック岐阜2020）美術展に出品する選考会を兼ねているため、審査会のみ非公開で実施し、本県代表作品を選考した。

#### (2) 長寿社会・私のメッセージコンクール実施

明るく生き生きとした長寿社会づくりに向けての機運を盛り上げるため、若い世代からは、シニア世代との関わりなど、具体的体験を通じて学んだことや感じたこと、これからの長寿社会についての建設的な意見を、シニア世代からは、学習・文化・スポーツ活動や地域活動を通じて感じたこと、豊かで明るく生き生きと生活することについて考えたことをまとめたメッセージを募集し、優秀作品を選考し広く公表した。

#### (3) 情報誌「ときめき群馬」発行

シニア世代の生きがいをづくり、健康づくり及び社会参加に関する情報や、個人、団体及び財団の事業内容を紹介した情報誌（ときめき群馬）を作成し、市町村等関係機関などに配布することにより、明るく活力のある長寿社会の実現に向けての意識啓発を図っている。

規格：A4版、フルカラー、夏・冬16頁、春号28頁

発行部数：15,000部×年3回

配布先：県、市町村、医療機関、老人クラブ、図書館、公民館等

#### (4) 財団情報提供事業

長寿社会に対する県民の理解と意識の高揚を図り、併せて財団の事業を周知し、市町村及び県民の参加を図るため実施している。具体的には、財団の事業案内パンフレット作成・ホームページの更新等を行っている。

#### (5) シニア傾聴ボランティア育成支援事業

悩みを持つ人の話し相手となり、自分自身で悩みを克服する手助けをするシニア傾聴ボランティアの活動を促進するための、養成講座、スキルアップ講座、講演会、情

報提供を行っている。

(6) 元気・活躍シニア社会参加活動支援事業

仕事中心の生活から地域中心の生活に移行するシニア層が、スムーズに地域での生活に移行できるように、退職後の生活に関する講演を受けたり、手軽に1人でも始められるポールを使って歩くノルディックウォーキングの歩き方とその効果を学んだりすることで、生活習慣病の予防や健康寿命の延伸を図っている。

また、登録グループの情報提供やマッチングを行いシニアの社会参加活動を支援し活動参加の機会を広げている。

(7) 元気・活躍シニア地域支えあい活動支援事業

介護予防推進のボランティア等に役立つ実用的な学習の機会を提供することで、元気な高齢者の社会参加及び生活支援の担い手としての活躍を推進する一方で、要支援者の増加を抑制し、高齢者が元気でいつまでも社会との関わりをもつことができる、明るく活力のある長寿社会の実現を目指し、下記事業を実施した。

- ① ハンドケアセラピーリーダー養成講座
- ② 脳トレーニングリーダー養成講座
- ③ 健康ダンスリーダー養成講座

(8) シニアのための脳と体の健康づくり講座

誰もが迎える高齢期を健やかに過ごすために必要な知識・技術を身に付け介護予防・健康づくりに役立てる。講座で学んだ健康づくりのための運動を日常生活で継続して行うことにより健康寿命の延伸を促進するため、下記事業を実施した。

- ① 自宅でできる筋力トレーニング、ラダーほか

(9) 全国健康福祉祭選手派遣事業

シニア世代を中心とする国民の健康の保持・増進、社会参加、生きがいの高揚等を図り、ふれあいと活力ある長寿社会の形成に寄与するために開催される「全国健康福祉祭」に群馬県選手団を派遣しており、2019年は全国健康福祉祭わかやま大会に群馬県選手団を組織し派遣した。

(10) ぐんまねりんピック 2019

スポーツや文化活動を通じて、シニア世代の健康の保持増進と交流、生きがいづくりを推進するため開催しており、具体的には、ゲートボール・剣道・健康マーじゃん・囲

碁等 17 種目の競技を実施した。

(11) 生きがいと健康づくり調査研究事業

高齢期を心身共に健康で、生きがいを持ちながら地域の中で生活していくための諸方策を検討するため、シニア世代の健康、生活、生きがい活動等を調査し、シニア世代の社会参加の実態とその効果をまとめ、県民に提供している。具体的には、「令和元年度 地域を支えるアクティブシニアに関する意識調査」という冊子を作成するとともに、ホームページにも調査結果を掲載した。

2. 監査結果（指摘又は意見）

(1) 情報誌「ときめき群馬」の契約書違反について（指摘 4）

委託契約書及び仕様書によれば、情報誌「ときめき群馬」の夏号に受託者は広告掲載をするものとされているが、広告の掲載が行われておらず、契約書及び仕様書違反が生じている。今後は、契約書等の遵守及び自主財源の確保という観点から、受託者に広告を出稿させるべきである。

(現状及び問題点)

情報誌「ときめき群馬」制作及び発送業務委託契約書第 5 条第 4 項に「乙（受託者である印刷会社のこと）は、夏号に 1 枠または 2 枠の広告掲載をするものとする。広告料は、甲（委託者である財団のこと）からの請求に基づき、乙が支払うものとする。」とされている。また、平成 31 年度情報誌「ときめき群馬」制作及び発送業務委託仕様書にも同様の記載がある。しかし、2019 年夏号に、受託者の広告は掲載されておらず、契約書及び仕様書違反が生じている。

(改善策)

今後は契約書等の遵守及び自主財源の確保という観点から、契約書及び仕様書に基づき、受託者に広告を出稿させるべきである。

(2) 情報誌「ときめき群馬」の成果指標について（意見 53）

「ときめき群馬」発行に係る成果指標が定められておらず、当該事業の効果を測定していない。事業の実施には効果の測定も必須であり、今後は、定期購読者数等を成果指標として、当該事業の効果を測定し、PDCA サイクルを回し、より良い事業とすべきである。

(現状及び問題点)

「ときめき群馬」については、年間 45,000 部発行しているが、「ときめき群馬」発行に

係る成果指標は定められていない。そのため、当該事業の効果も測定できない。なお、令和元年度において定期購読者は 29 人である。また配布部数は 45,000 部であるが、冊子の在庫管理を行っていないため、実際にどれだけの人が「ときめき群馬」を手にとったかの分析もできていない。

#### (改善策)

「ときめき群馬」は、情報提供等を目的としており、そのためには多くのシニア世代に当該冊子を手にとってもらう必要がある。したがって、今後は当該事業の成果を測定するために、定期購読者数及び消化部数（発行部数－在庫部数）を成果指標として定めるべきである。

### (3) ぐんまねりんピックの委託予定価格積算票について（意見 54）

ぐんまねりんピック 2019 の委託料に係る積算原価を調査した結果、複数の費目で不備が発見された。今後は、積算原価を精査することで、ぐんまねりんピックに係る委託料の削減を図るべきである。

#### (現状及び問題点)

ぐんまねりんピック 2019 実施委託予定価格積算票を見ると、需用費として、①競技用具（競技用ボール等）が 80,000 円、②事務用消耗品（運動用品等）が 280,000 円、③看板が 80,000 円計上されていた。競技用具や運動用品等は毎年新品を購入する必要はなく、また、看板についても毎年作成する必要はなく、当該積算の妥当性に疑義を感じる。

#### (改善策)

ぐんまねりんピック 2019 は支出額が 2,951,735 円であり、全額群馬県からの補助金で実施されている事業であるため、費用削減の観点から、競技用具や事務用消耗品は前年以前の購入品で使用可能なものがあれば使用させ、看板についても年号は削除し、「ぐんまねりんピック」という看板を制作し、それを毎年継続使用させ、委託料の削減を図るべきである。

### (4) ねりんピックの募集要領印刷部数について（意見 55）

ねりんピックの募集要領について、印刷部数に対する利用部数の割合が著しく低く、費用に見合う効果が発現していない。投資の費用対効果を高めるとともに、コスト削減の観点から、募集要領の印刷部数を需要に見合う量に減らし、委託料を減額すべきである。



### (現状及び問題点)

「ねんりんピック岐阜 2020」の募集要領作成に関して、5,000部の印刷を外部業者に委託している（委託料：140,800円）。しかし、2019年に和歌山で開催されたねんりんピックの参加選手は48人（役員・総務除く）であり、費用に見合った効果が出ていない。

### (改善策)

募集要領については、印刷部数を直近の大会の参加者数をベースに計算し、一方で財団のコピー機で印刷しているポスターの掲示箇所を増やしてねんりんピックを周知し、希望者には募集要領を配布するよう対応することで、コストを削減するとともに費用対効果を高めるべきである。また、群馬県はぐんまSDGsイニシアティブを宣言している以上、募集要領の印刷部数削減により、従来存在した未使用募集要領を削減し、紙の無駄遣いを減らすべきである。

### (5) ぐんまねんりんピックの収支精算書の正当性チェックについて(意見 56)

委託料と収支精算書の支出金額が一致している場合は、その経費支出金額の正当性に疑義があるため、<sup>しょうひょう</sup>証憑突合を行うべきである。また、仮に支出金額が委託料を超えているため、委託料に合わせるように金額を記載している場合は、委託料の妥当性を確認できるようにするため、今後支出金額は実績額を記載するように指導すべきである。

### (現状及び問題点)

第36回県民スポーツ祭ぐんまねんりんピック 2019に係る公益財団法人群馬県スポーツ協会からの収支精算書を見ると、委託料の金額(2,134,000円)と、収支精算書の支出金額(2,134,000円)が一致していた。通常、委託料と支出金額は一致しないはずであり、一致している場合は当該報告書の信憑性に疑義を感じる。

また、現状、当該収支精算書については、委託先である群馬県スポーツ協会から支出に係る証憑は入手しておらず、証憑突合は実施していないとのことである。

### (改善策)

収支精算書の支出金額と委託料が一致している場合は、その正当性に疑義があるため、証憑突合を行うべきである。また、仮に支出金額が委託料を超えているため、委託料に合わせるように金額を記載している場合は、委託料の妥当性を確認できるようにするため、今後支出金額は実績額を記載するように指導すべきである。

### (6) 財団のホームページについて(意見 57)

財団のホームページの閲覧数は、現状ではかなり低迷している。今後はホームページのアクセス解析を行い、その結果をホームページの内容に反映し、閲覧数の増加に結び付け、財団の認知度を高めるべきである。また、バナー広告の営業を行い、自主財源の確保を図るべきである。

#### (現状及び問題点)

令和元年度において、財団のホームページ閲覧数は、4,653 となっている。閲覧数が低迷しているが、現状ホームページのアクセス解析等を行われていない。また、バナー広告の募集もしているが、バナー広告の出稿は現状ゼロとなっている。

#### (改善策)

今後はホームページのアクセス解析を行い、当該分析結果をホームページの内容見直しにつなげ、ホームページの閲覧数を増やし、結果として、財団の認知度を高めるべきである。また、バナー広告の営業も行い、自主財源を確保すべきである。

### (7) 財団の封筒について (意見 58)

財団は自主財源が不足しているが、財団の封筒に広告の掲載は行われていない。自主財源を確保するために、今後は財団の封筒に広告を掲載すべく営業活動を行うべきである。

#### (現状及び問題点)

財団は、国や群馬県からの補助金、委託事業及びシルバー人材の派遣事業により財団運営を行っており、自主財源が不足している状況にあるが、財団の封筒には、会社等の広告の掲載が行われておらず、そもそも広告の営業自体が行われていない。

#### (改善策)

今後は自主財源を確保するため、財団の封筒に広告を掲載すべく、営業活動を行うべきである。

### 第3 受託事業

#### 1. 事業の概要

##### (1) 高齢者相談センター受託金 (1,828 千円)

財団では、県からの委託を受けて、高齢者及びその家族等の抱える保健、医療、福祉等の各種の相談に一体的に応じるとともに、市町村等が行う各種相談事業を支援し、高齢者及びその家族の福祉の増進を図るため、群馬県高齢者総合相談センターを運営している。

種別相談分類別件数は以下のとおりであり、専門家の法律相談（1回20,000円×58回）を弁護士に依頼している。

相談の種類	一般	専門	合計
家庭・家族	128	-	128
経済・生活	34	-	34
福祉サービス	79	-	79
生きがい	5	-	5
保健・医療	17	-	17
法律	251	147	398
計	514	147	661

また、委託料の予算と実績は以下のとおりであり、予算超過分は県に請求できないため、役務費で調整している。

	予算	実績	差異
報償費	1,160	1,160	-
旅費	40	26	14
需用費	265	327	△62
役務費	64	115	△51
使用料及び賃借料	298	200	98
計	1,828	1,828	-

##### (2) 人材育成事業受託金 (33,227 千円)

人材育成事業とは、高齢者活躍人材確保育成事業として、群馬労働局から委託されている事業である。本事業は、人材不足分野や現役世代を支える分野でのシニアの就業を推進するため、シルバー人材センターでの就業を希望するシルバー人材センター未入会の元気なシニアが就業に必要な能力を身に着ける技能講習等を実施するものであり、主に①周知・広報（説明会を含む）、②就業体験（職場見学）、③技能講習の3事業が行われた。

(単位：千円)

	計画	実績	差異
I 管理費			
人件費	6,375	4,310	2,064
諸税及び負担金	998	719	278
管理所費	925	497	428
計	8,299	5,527	2,772
II 事業費			
①周知・徹底			
人件費	2,208	2,108	99
諸税及び負担金	336	329	7
周知・広報費			
印刷製本費	1,200	907	292
賃借料	3,099	1,449	1,649
通信運搬費	555	288	267
消耗品費	400	174	225
委託費	300	7	292
広報費	14,400	14,824	△424
旅費	150	74	75
小計	20,104	17,726	2,378
①計(注)	20,104	20,164	△59
②就業体験・職場見学	1,775	675	1,099
③技能講習			
調理スタッフ	797	301	495
調理アシスタント	398	121	276
販売スタッフ	2,589	868	1,720
介護講習	483	221	261
緑地・造園講習	3,068	1,717	1,350
整枝・剪定講習	216	115	101
農業支援講習	520	243	276
家事支援サービス講習	489	168	320
共通	-	56	△56
③計	8,562	3,815	4,747
④受講者アンケート	56	24	32
計	30,499	24,679	5,819

Ⅲ 消費税	3,879	3,020	859
合計	42,678	33,227	9,451

(注) : 本来は、22,649 千円であるが、原本のまま記載した。合計も同様である。(監査結果参照) このため縦計が合致していない箇所がある。

事業全体としての目標及びその実績は次のとおりであり、令和元年度において目標を達成している。

	目標	実績
新規入会者数	74 名	95 名
就業率	30%以上	69.2%

なお、それぞれの事業は以下のとおりである。

① 周知・広報（説明会を含む）

嘱託員を合計 3 名配置し、啓発用ポスター・リーフレットの作成・配付を行うとともに、セミナー・シンポジウム及び就業体験（職場見学）の広告を行うとともに、地域高齢者及び地域企業に対する説明会を実施した。

② 就業体験（職場見学）

県内 9 会場にて、会場ごと就業に結びつきやすい職種を 3 業種選定し、会場地のシルバー人材センターと会員、体験（見学）先企業の協力を得て実施した。

③ 技能講習事業

8 種、17 講習を実施した。就業者の希望に合わせ、販売スタッフ総合講習及び緑地・造園講習を各 5 講習、調理スタッフ講習を 2 講習、介護のための調理アシスタント講習、整枝・剪定講習、農業支援講習、家事支援サービス講習、介護講習を各 1 講習実施した。

(3) 労働者派遣収益事業（677,804 千円）

財団では、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、シルバー派遣事業を実施している。労働者派遣収益事業による収入（667,804 千円）は、委託事業者から支払われた委託料であり、これらを労働者に賃金として支払う他、手数料として財団の運営費に充てている。現在、群馬県内におけるシルバー派遣実施事業所は、12 市の他、吉岡・甘楽・板倉・大泉の 4 町、合計 16 市町にある。事業者は各シルバー派遣実施事業所を通じて派遣を申し込むが、派遣元事業主は財団（群馬県シルバー人材センター連合会）となる。

なお、令和元年度の実施事業所ごとの収入は以下のとおりである。

事業所	金額（単位：千円）
前橋市	65,530
高崎市	105,993
桐生市	75,850
伊勢崎市	50,167
太田市	77,738
沼田市	4,905
館林市	40,746
渋川市	11,242
藤岡市	86,173
富岡市	29,337
安中市	40,018
みどり市	30,131
吉岡町	11,484
甘楽町	11,954
板倉町	19,924
大泉町	16,762
その他（修正等）	△156
合計	677,804

## 2. 監査結果（指摘又は意見）

### （1）人材育成事業の経費見積書の記載金額について（指摘5）

経費見積書の周知・広報費の合計に、人件費、諸税及び負担金の金額が含まれていなかった。経費を正しく見積り、集計されていることを、担当者及び上席者が確認すべきである。

#### （現状及び問題点）

群馬労働局長に対し、契約書とともに提出している経費見積書において、Ⅱ事業費（1）周知・広報の合計額が20,104,756円とされており、これは、周知広報費20,104,756円のみが記載され、人件費2,208,000円と諸税及び負担金336,539円が合計されていない。なお、実績報告書では人件費2,108,808円、諸税及び負担金329,057円、周知広報費17,726,567円の合計20,164,432円が周知・広報の金額とされている。

#### （改善策）

経費見積書の合計金額が正しい金額とされているか、担当者及び上席者が確認する必

要がある。

## (2) 人材育成事業の経費見積の精度について (意見 59)

人材育成事業の技能講習の経費の見積りにおいて、実績に乖離が生じていることから、実態に即した見積りとし、より有意義な講習を開催するよう努めることが望ましい。

### (現状及び問題点)

人材育成事業の技能講習の経費の見積りと実績を比較すると、事業によっては、経費見積りの半額以下で講習が開催できたものがある。一方で、(3)にも記載したとおり、定員の2倍以上の受講人数で実施した講習もあり、もっと開催回数を増やすことで、より詳しい実技講習を受けられた可能性がある。

### (改善策)

経費の見積りと実績に乖離が生じていることから、実態に即した見積りとし、より有意義な講習を開催するよう努めることが望ましい。

## (3) 人材育成事業の技能講習の定員について (意見 60)

定員を超える受講があった講座が7講座、うち、2倍を超えるものが2講座あった。定員の人数を再確認するとともに、受講者のニーズに合った講座内容及び開催回数を検討することが望ましい。

### (現状及び問題点)

人材育成事業の技能講習の定員と開始者数(講習の受講申込者のうち、講習開始日において講習を受講した者の数)及び修了者数は以下のとおりである。

	講座名	定員	開始者数	修了者数
1	緑地・造園講習(邑楽)	10	23	23
2	調理スタッフ講習(太田)	15	9	9
3	販売スタッフ総合講習(高崎)	15	9	9
4	緑地・造園講習(沼田)	10	19	19
5	緑地・造園講習(藤岡)	15	19	19
6	農業支援講習(富岡)	10	7	7
7	調理アシスタント講習(みどり)	15	14	13
8	販売スタッフ総合講習(前橋)	15	5	4
9	緑地・造園講習(板倉)	10	16	16

10	販売スタッフ総合講習（渋川）	10	6	6
11	販売スタッフ総合講習（大泉）	10	4	4
12	緑地・造園講習（伊勢崎）	15	19	19
13	整枝・剪定講習（安中）	10	30	30
14	販売スタッフ総合講習（伊勢崎）	15	9	9
15	家事支援サービス講習（甘楽）	10	5	5
16	調理スタッフ講習（館林）	15	11	11
17	介護講習（桐生）	10	9	9

このように、定員を超える受講があった講座が7講座、うち、2倍を超えるものが2講座あった。なお、定員を超える場合には、講師に確認し、受講が可能であるか確認したとのことである。

#### (改善策)

講師に確認し、受講が可能であることから、定員よりも多い人数を受け入れたとのことであるが、人数が多いと十分な実技指導が受けられない可能性もあり、それが事故につながる恐れも否定できない。

次年度以降の開催に向けて、定員の人数を再度検討するとともに、受講者のニーズに合った講習内容及び開催回数を検討することが望ましい。



## 第4 管理体制、規程及び会計等

### 1. 各種規定の整備状況について

財団には、以下のとおり、各種規程が定められている。

#### (1) 管理に関する規程

- ・公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団事務局組織規程
- ・公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団事務処理規程
- ・公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団理事長専決規程
- ・公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団文書規程
- ・公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団職印規程
- ・公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団会計規程
- ・公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団情報公開規程
- ・公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団個人情報保護規程
- ・公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団個人情報保護細則
- ・公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団特定個人情報取扱規程（マイナンバー）
- ・公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団特定個人情報等の適正な取扱に関する基本方針
- ・公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団特定資産等取扱規程
- ・公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団車両運搬具取得資金取扱要領

#### (2) 人事に関する規程

- ・公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程
- ・公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団給与規程
- ・公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団退職手当規程
- ・公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団旅費規程
- ・公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団就業規程
- ・公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団準職員就業規程
- ・公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団再雇用規程
- ・公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団勸奨退職に関する規程

#### (3) 連合に関する規程

- ・公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団会員規程
- ・群馬県シルバー人材センター連合会設置及び運営に関する規程

### 2. 監査結果（指摘又は意見）

#### (1) 労働者派遣事業における就業時間の把握について（指摘6）

「就業時間は15分単位で処理する」旨の記載のある「労働者派遣個別契約書」及び「労働条件通知書兼就業条件明示書」を使用しないよう徹底し、就業時間の把握に務めるべき

である。

### (現状及び問題点)

財団は、シルバー人材センター連合会を運営し、労働者派遣事業を受託している。

労働者派遣事業に関する契約書等を往査時に確認したところ、派遣先と派遣元との間の「労働者派遣個別契約書」の「その他」の欄に「就業時間は15分単位で処理する」との記載のある契約書、及び、派遣労働者に対する「労働条件通知書兼就業条件明示書」の「賃金」の欄に「就業時間は15分単位で処理する」との記載のある通知書兼明示書が数多く存在していた。

この点につき確認したところ、「労働者派遣個別契約書」及び「労働条件通知書兼就業条件明示書」の様式は、公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会が定めており、同協会の定める現在の様式には「就業時間は15分単位で処理する」旨の記載はないが、県内の多くのシルバー人材センターでは、その旨の記載がある古い様式を現在も使用して契約の締結を行っているとのことであった。

当然のことであるが、労働時間を15分単位で切り捨てて賃金を計算して支給することは、賃金全額払の原則（労働基準法24条）に反するものであり、違法である。仮に実際には15分単位で切り捨てて支給している事案はないとしても、賃金は1分単位で計算するのが原則であるところ、「就業時間は15分単位で処理する」旨の記載のある契約書等を現在も使用しているというのは問題である。このような記載を残しておくことは、労働紛争を生じさせかねない。

### (改善策)

「就業時間は15分単位で処理する」旨の記載のある「労働者派遣個別契約書」及び「労働条件通知書兼就業条件明示書」を使用しないよう徹底し、就業時間の把握に務めるべきである。

## (2) 退職手当の支給対象者について（意見 61）

職員退職手当規程第3条に規定する「遺族」の範囲について定義づけするとともに、その支給の順位等についても明確化しておくべきである。

### (現状及び問題点)

財団においては、退職した職員に対する退職手当に関する規程が定められている。そして、退職手当の支給対象者について、同規程3条には、「死亡による退職の場合にはその遺族」と定められている。しかし、「遺族」とはいずれの者を指すのか、また、「遺族」が複数存在する場合に誰に対してどのように支給するのかに関する規程等は存在していな

い。

「遺族」に関する法律上の定義は、法律ごとに異なっているところ（厚生年金保険法第59条、国民年金法第37条の2等参照）、退職手当規程等に遺族に関する定義を定めておかなければ、死亡により職員が退職となった場合、いずれのものにどのように退職手当を支給すればよいのかどうか分からなくなってしまう。

### (改善策)

職員退職手当規程第3条に規定する「遺族」の範囲について定義づけするとともに、その支給の順位等についても明確化しておくべきである。

### (3) 退職手当の支払差止め・返納に関する規定について（意見62）

在職中の行為にかかる刑事事件に関して禁固以上の有罪判決に処せられた者に対する退職手当の支給を制限するのであれば、その趣旨を明確化するため、職員が刑事事件に関し起訴をされたがその判決の確定前に退職をしたときには退職手当の支払を一定期間差止める旨の規定や、退職後に在職中の行為にかかる刑事事件に関して禁固以上の有罪判決に処せられた場合には退職手当の返納を求める旨の規定を設けるべきである。

### (現状及び問題点)

財団においては、職員の退職手当に関する規程を設けている。

そして、同規程によれば、「職員が刑事事件に関し起訴された場合で、その判決の確定前に退職したときは、退職手当は支給しない。ただし、禁固以上に処せられなかったときはこの限りでない。」旨定められている（同規程8条）。

しかし、たとえ刑事事件に関して公訴を提起されたとしても、刑事裁判で有罪が確定するまでは罪を犯していないものとして扱われるべきであるところ（無罪推定の原則）、起訴されたというだけで不支給と定める同規程は不当であると考えられる。

また、その一方で、同規程には禁固以上の有罪判決確定後に退職した者や、退職後に在職中の行為にかかる刑事事件に関して禁固以上の有罪判決が確定した者に対して退職手当の支払を制限等する旨の定めが設けられていないが、これは、公平性の原則に反するものと考えられる。

### (改善策)

在職中の行為にかかる刑事事件に関して禁固以上の有罪判決に処せられた者に対する退職手当の支給を制限するのであれば、その趣旨を明確化するため、職員が刑事事件に関し起訴をされたがその判決の確定前に退職をしたときには退職手当の支払を一定期間差止める旨の規定や、退職後に在職中の行為にかかる刑事事件に関して禁固以上の有罪判

決に処せられた場合には退職手当の返納を求める旨の規定を設けるべきである。

#### (4) 非常勤職員への手当の支給について (意見 63)

紛争の未然の防止のため、同一労働同一賃金の観点から、非常勤職員に対して支給する手当の種類及び額を再検討すべきである。

##### (現状及び問題点)

財団においては、正規職員に適用される給与規程とは別に、嘱託職員等の非常勤職員の給与に関する規定として、「公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団準職員の給与額決定要領」を設けている。これらの規定によれば、正規職員に対して支給される手当と非常勤職員に対して支給される手当は、以下のとおり、異なっている。

	正規職員	非正規職員
①扶養手当	支給される	支給されない
②地域手当	支給される	支給されない
③通勤手当	支給される	支給されるが、週5日勤務の職員の通勤手当であっても、通勤距離が片道5キロメートル以上の場合には、正規職員よりも低い金額が設定されている。
④住居手当	支給される	支給されない

この点、いわゆる働き方改革関連法の成立により、正規職員と非正規職員の均等均衡待遇が求められるようになってきている（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律8条、9条。令和2年4月1日施行。ただし、中小企業への適用は令和3年4月1日）。同条項にいう「不合理と認められる相違」（同法8条）、「差別的取扱い」（同法9条）がどのようなものであるかを判断した最高裁判所の判例は現段階ではないが、それらの条項が定められたことにより削除された旧労働契約法20条については、いかなる格差が「不合理」であるかにつき、平成30年6月及び令和2年10月に、最高裁判所の判断が示されている。

そして、それらの最高裁判所の判例等によれば、旧労働契約法20条は「職務の内容等の違いに応じた均衡の取れた処遇を求める規定である」とされ、各種手当等に関しては概ね以下のような判断が示されている。

##### ア 扶養手当

扶養手当の支給の目的が、労働者の生活保障や福利厚生を図り、扶養親族のある者の生活設計等を容易にさせることを通じてその継続的な雇用を確保するということ

にある場合において、非正規労働者についても相応に継続的な勤務が見込まれているのであれば、正規労働者と同様に扶養親族のいる非正規労働者と正規労働者の扶養手当に相違を設けることは不合理であると評価できる。

#### イ 通勤手当

通勤手当は、通勤に要する交通費を補填する趣旨で支給されるものであるところ、労働契約に期間の定めがあるか否かによって通勤に要する費用が異なるものではなく、また、職務の内容及び配置の変更の範囲が異なることは、通勤に要する費用の多寡とは直接関連するものではない。そのため、正規労働者と非正規労働者との間で通勤手当の金額に差異を設けることは不合理であると評価できる。

#### ウ 住居手当

主として労働者の住宅費を中心とした生活費を補助する趣旨で支給されるものである場合、生活費補助の必要性は職務の内容等によって差異が生ずるものではないし、正社員であっても転居を必然的に伴う配置転換が想定されていない場合においては、住居手当の支給について正規労働者と非正規労働者との間に相違を設けるのは不合理であると評価できる。

旧労働契約法 20 条と短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律 8 条・9 条は異なる規定ではあるが、旧労働契約法 20 条に基づく行政指導ができないことから、行政指導に関する定めのある短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律に均等均衡待遇に関する条項が移動したことなどを踏まえれば、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律 8 条・9 条の解釈は旧労働契約法 20 条と同様とされる可能性が高い。

そして、上述の裁判所の判断を前提とすれば、財団において、①扶養手当、②地域手当、③通勤手当及び④住居手当につき、正規職員と非正規職員との間に相違を設けていることが不合理であると評価される可能性は十分にある。①扶養手当、③通勤手当、④住居手当については上述の裁判所の判断がそのまま妥当するものと考えられ、かつ、②地域手当は労働者の生活保障や福利厚生の一環で支給されているものと考えられるところ、扶養手当同様に相違を設けることに合理性はないと考えられるからである。

以上のような事情及び労務コンプライアンスの徹底の観点からすれば、紛争の未然の防止のためには、あらかじめ、上記のような裁判所の判断を前提とし、非常勤職員の手当をどのように定めるのかを再検討する必要がある。

### (改善策)

同一労働同一賃金の観点から、非常勤職員に対して支給する手当の種類及び額を再検討すべきである。

## (5) 労働時間の適正な把握について (意見 64)

職員の労働時間のより適切な把握のため、タイムカード等、客観的な記録を基礎として労働時間を把握できるような制度の導入を目指すべきである。

#### (現状及び問題点)

財団においては、職員の労働時間については、特段タイムカード等を設けることなく、管理職が始業時刻及び終業時刻を現認する方法により把握する方法が用いられている。

厚生労働省が作成している「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」によれば、始業・終業時刻の確認及び記録の方法は、原則として①使用者が自ら現認することにより確認し、適正に記録すること、②タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録することのいずれかの方法によるべきとされているところ、財団における労働時間の把握は①の方法によるものであり、不当であるとはいえない。

しかし、就業の状況によっては、管理職職員よりも後に帰宅することとなる職員が生ずることも考えられる。

また、管理職の現認による労働時間の把握では、管理職は全ての職員の終業が確認できない限り退勤できないこととなるが、そのような状況は管理職職員に対して過大な負担を負わせることともなりかねない。

更に、労務コンプライアンスの徹底の観点からすれば、厚生労働省作成のガイドラインが示す②の客観的な記録を基礎として労働時間を確認する方法によるほうが、より適切であり、かつ、労働者との間の紛争のリスクを軽減させることができると考えられる。

#### (改善策)

職員の労働時間のより適切な把握のため、タイムカード等、客観的な記録を基礎として労働時間を把握できるような制度の導入を目指すべきである。

### (6) 会計帳簿と決算書の不一致について (意見 65)

総勘定元帳と財務諸表の金額に不一致が生じているが、全ての決算振替処理は仕訳を起こして総勘定元帳に記帳した上で、その総勘定元帳の金額に基づき財務諸表を作成する必要がある。

#### (現状及び問題点)

令和元年度の会計帳簿と財務諸表(貸借対照表、正味財産増減計算書)の内容を確認したところ、総勘定元帳の最終金額と財務諸表の金額が下記のとおり不一致であった。

これは、国や群馬県の補助金に対する実績金額を把握するために総勘定元帳及び残高試算表の金額を確定させた後に、財団の財務諸表を作成するために必要な管理費から事

業費へのあん分・振替を行っており、その振替処理を総勘定元帳に反映させていないために生じていると考えられる。

科目	総勘定元帳・残高 試算表	決算書	差異
事業費	724,838 千円	800,816 千円	△75,977 千円
管理費	91,763 千円	15,785 千円	75,977 千円
計	816,602 千円	816,602 千円	- 千円

財団の会計規程第2条では「財務諸表及び財産目録は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づいて作成しなければならない。」と規定しており、財務諸表等と会計帳簿が一致していることを想定している。

また、総勘定元帳に反映させずに決算振替処理を行うことにより、財務諸表の数値が正しいものであるか否を総勘定元帳などの会計帳簿により検証することができなくなり、不正や誤りの原因となる恐れがある。

#### (改善策)

決算振替処理は、全て仕訳を起こして総勘定元帳に記帳した上で、その総勘定元帳の金額に基づき財務諸表を作成する必要がある。